

神戸松蔭女子学院大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び神戸松蔭女子学院大学学則（以下「本学学則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

文学部英語学科	学士（文学）
文学部日本語日本文化学科	学士（文学）
文学部総合文芸学科	学士（文学）
人間科学部心理学科	学士（心理学）
人間科学部生活学科	学士（人間科学）
人間科学部子ども発達学科	学士（人間科学）
人間科学部ファッション・ハウジングデザイン学科	学士（人間科学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学長が、本学学則の定める卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。

(学位授与の時期)

第4条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

(学位名称の使用)

第5条 本学より学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記する。

- 学士（文学・神戸松蔭女子学院大学）
- 学士（心理学・神戸松蔭女子学院大学）
- 学士（人間科学・神戸松蔭女子学院大学）

(学位記の様式)

第6条 学位記は、別に定める様式による。

(学則の準用)

第7条 その他本学学位規程に定めるもの以外は、本学学則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き学長が行う。

附則 この学位規程は、平成18年4月1日から施行する。

なお、この学位規程施行の日に文学部心理学科に在籍する者の学位は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 文学部心理学科 学士（文学）
- 2. 本学より学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記するものとする。
学士（文学・神戸松蔭女子学院大学）
- 3. 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、学位を取り消すことが出来る。この議決は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

附則 この学位規程は、平成20年4月1日より改正施行する。

附則 この学位規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2. 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、学位を取り消すことが出来る。この議決は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

附則 この規程は、平成27年（2015年）4月1日より改正施行する。